

第52回議会運営委員会記録

令和5年7月31日

【開催日】 令和5年7月31日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時30分～午前11時32分

【出席委員】

委員長	大井 淳 一 朗	副委員長	宮 本 政 志
委員	笹 木 慶 之	委員	森 山 喜 久

【欠席委員】 伊場 勇

【委員外出席議員等】

議長	高 松 秀 樹	副議長	中 村 博 行
----	---------	-----	---------

【事務局出席者】

事務局 長	河 口 修 司	議事係 長	山 田 寿 実 子
議事係 主任	岡 田 靖 仁		

【審査内容】

- 1 議会アドバイザーの活用について
- 2 陳情書（議会活動の正常化を求める陳情）について
- 3 政治倫理条例の見直しについて
- 4 申し合わせ事項の見直しについて
- 5 その他

午前9時30分 開会

大井淳一郎委員長 ただいまより第52回議会運営委員会を開会いたします。

お手元にあります付議事項に従って進めてまいります。なお本日、伊場委員から欠席の届出がありましたので御報告いたします。それでは、付議事項1点目、議会アドバイザーの活用についてでございます。これにつきましては、現在議会アドバイザーとして、江藤教授と早稲田大学マニフェスト研究所の長内先生にアドバイザーになっていただいておりますが、江藤教授につきましては任期が満了するということもあり、今後

議会アドバイザーをどのように活用していくかということでございます。現在の状況について事務局から報告してもらえればと思います。

河口議会事務局長 昨年8月22日から江藤先生に議会アドバイザーをお願いしております。その期間も迫っておりますし、議長から、議会運営委員会で研修について進めていくようにという話もありましたので、先週、江藤先生にメールで意向を確認しました。金曜日に、江藤先生から御連絡がありまして、研修については対面が望ましいと考えている。今は忙しくて、すぐには対応ができないが、10月29日、30日であれば、対応が可能であるということのお話がありました。また、やむを得ずオンラインで行う場合は、8月21日の週であればという話もありましたが、先生の御意向とすれば対面での研修がいいのではないかとということでしたので、その旨を御報告させていただきます。以上です。

大井淳一郎委員長 ただいま事務局から現状について報告がございました。議会アドバイザーの活用について、8月にオンラインで行うという方法と、10月に対面で行うという方法になりますがいかがでしょうか。任期は言いましたか。

河口議会事務局長 8月21日までが任期になっていると思っております。それ以降はまた継続していただくということを前提に、10月29日、30日を考えているところでございます。

大井淳一郎委員長 いかがいたしましょうか。8月のオンライン、10月の対面と二つ方法があるということです。

笹木慶之委員 江藤先生も言っておられるように、私はオンラインよりも、少し時期は遅れますけど対面研修がいいのではないかと思います。そこでしっかり取り組むべきだと思います。

森山喜久委員 私たちも対面式を希望したいと思います。

宮本政志副委員長 委員長の会派も聞きます。

大井淳一郎委員長 うちの会派では、10月とか8月ということで話していますが、アドバイザーを引き続き活用するというについては、二つの会派と同じように考えております。

宮本政志副委員長 この議会運営委員会の流れからいくと、10月に対面で行いましょうということですが。8月21日に任期が切れるのであれば、議会として、それ以降のことを正式にお願いすることを決めておかないといけないのが一点ですよね。それと、この10月29日、30日で調整していくのに、いつぐらいまでに江藤先生に申込みしないといけないのですか。先生もお忙しいから、この29日、30日も予定が入る可能性がありますよね。

河口議会事務局長 先生からいつまでという締切日は聞いておりませんが、できるだけ早い時期がいいと思います。江藤先生もお忙しい中で、今はこの日が空いているということなので、もしできれば今日にでも確認していただければと思います。

大井淳一郎委員長 皆さんがよければ10月29日、30日ということによろしいですか。中身についてはもう少し詰めて行きましょう。

河口議会事務局長 今回、メールでやり取りさせていただいたんですが、その中では一般質問の在り方、議会での政策提言の方法と在り方、それから、議会改革についてということで、議会活動の強化推進ということを議題として上げさせていただくように伝えました。これを変更するというのであれば、議会運営委員会の中で協議していただいて、それを準備していただくということになると思いますのでよろしくお願ひします。

森山喜久委員 会派で話した中で、講演の内容の大項目としては、令和の議会の在り方ということで、その中で3点ほど、特に政策提言の進め方と言いながら、なかなか政策提言が進んでいないので、そこの政策提言を入れるべきではないかということ、そして、一般質問の在り方を押さえたほうがいいのではないかということ、そして、現在、本市議会では、議会改革ランキングが低迷しているので、ランクを上げるために必要な事項は何かという内容を江藤先生にお聞きすることが望ましいと考えております。

大井淳一郎委員長 局長が先ほど言われたことと森山委員が言われたことは大体一緒なんですが、議会改革ランキングで、今、本市議会は130位ぐらいに下がっています。その辺りで、本市議会の課題について話してもらおうということについてはいかがですか。細部は置いておいて、大枠はその3本柱ということによろしいですか。今、創政会から案が出ましたが、笹木委員、これについていかがですか。

笹木慶之委員 今言われたことを否定するわけではありませんが、私がもう一つ付け加えるのは、このたび、政治倫理審査会の問題が挙がっております。この内容を改正することについての検討についても議会改革の中で一項目として捉えればいいんですが、その辺りは、専門家の意見を聞いた中ですり合わせを行うことも必要じゃないかということをおし上げておきたいと思えます。

大井淳一郎委員長 笹木委員から、政治倫理条例の改正も含めた政治倫理審査会の在り方ということなんですが、これも項目の一つとしてどうですか。

宮本政志副委員長 事務局に確認ですけど、これは時間的にはどれぐらいですか。2時間ぐらいですか。

河口議会事務局長　まだ先生との細かい打ち合わせはしていませんけども、2時間程度と思っています。先生が2時間半でもいいですと言われればそうなるかもしれません。おおむね2時間ぐらいかなと思っています。

宮本政志副委員長　先ほど局長が、江藤先生に対して、大まかにどういったことを取り扱うかを早めに、できれば今日にもお知らせしたいとおっしゃったので聞きました。今日の付議事項は、アドバイザーの活用についてですから、これについて決められると思うんです。みらい21からはまだ御意見が出ていないけど、仮に内容が四つになると、2時間で見れば一つ30分程度となります。もう少し内容の数を絞ったほうがいいかもしれません。笹木委員、この政治倫理審査会の在り方というのは、主に条例の見直しなどですか。

笹木慶之委員　二つあるんですが、まず大きく1点目は、今、政治倫理審査会を我々議会がやっています。自分たちが自分たちのことをやるのではなく、第三者など違った形でということが考えられないかということです。それから2点目は、第3条の捉え方についてです。後ほど出るかもしれませんが、この条例を決めるときには、しっかりした議論の下に進められていると思いますが、それからかなり時もたっておりますし、いろいろと変わっております。それで、今本当に必要だから求められている項目はどういうことなのかということを、法的に専門的な見地からひとつ指導いただきたい。大きくこの二つですね。

宮本政志副委員長　そうすると、10月29日、30日で行うと決まったわけですけど、今から政治倫理条例の見直しをこの議会運営委員会で回数重ねてやっていくんですが、これは、10月29日、30日の江藤先生の研修を受けて、結論を出していくということになりますよね。至誠一心会としたら、そういう形でいいんですかね。

笹木慶之委員　もちろん、私たち自らがしっかり議論することも必要でしょう

が、準則に基づいて、条例というか、規則、規程を定めておるんですよ。これを当初定めたときにそれなりの背景があったと思うんで、やはりそれを整理しながら、現状に見合ったような形にするように進めていくべきだと思うんです。そこは法の専門家の意見を聞いた中で、最終的な結論を出したほうがいいんじゃないかなというのが私の会派の思いです。

大井淳一郎委員長　みらい21はまだ政治倫理条例のことは話をしていないんですけども、政治倫理条例の見直しは、この後、付議事項について話をしていこうと思います。それについて話していく中で、江藤先生の見解が必要な場面があれば、そういう所見をお伺いする必要があるかと思うんですが、それまでは、私たちが議論を尽くしていくのが必要かなと思います。可能ならば、それまでに改正もしておいたほうがいいのかなとは思いますが。政治倫理条例の改正と政治倫理審査会の在り方は、同じようであって、完全に一心同体でもないんで、改正についてはできる部分から行う。審査会の在り方はまた、いろいろと附属機関の問題とかありますので、やはりそこはもう少し時間がかかるのかなと、私個人の考えとして思っております。

宮本政志副委員長　江藤先生の活用について、今、創政会は、政策提言、議会改革度向上、一般質問の在り方を言いました。至誠一心会は、それに加えて政治倫理条例の件とおっしゃった。みらい21は、ほかの項目はあるんですか。

大井淳一郎委員長　この件については以前、計画のところでありました。それを踏襲する感じで考えているので、取り立てて新しいものは考えてはいないです。

宮本政志副委員長　政治倫理審査会については創政会でも出たんですよ。それは、この江藤先生のアドバイザーの活用についてじゃなくて、この後の付議事項の「政治倫理条例の見直しについて」のほうで、至誠一心会が

言われた、第三者という意見についても、森山委員と私で入っていきま
すけど、要は今から政治倫理条例を議会運営委員会で協議していくに当
たって、委員長が言われたように、政治倫理審査会の件は、江藤先生の
研修を受ける前でもその都度先生に確認して出せばいいと思います。そ
れで、研修での政治倫理審査会の内容については、至誠一心会と創政会
は若干違うので、今日決めるのであれば少し気をつけて議論しておかな
いといけないと思うんです。

河口議会事務局長 日程につきましては、一応10月29日、30日が空いて
いるということを先生が言われていました。先生の意向とすれば、30
日に研修ができればと言っておられましたので、29日、30日という
のは、前日に来られることもあるのでということも含めて言われたと思
います。

大井淳一郎委員長 研修の中身は、政策提言、一般質問、ランキングというこ
とは以前からの実行計画の中にもありますので、それはマストとします。
それに加えて、政治倫理条例云々については、今後の進捗状況を見なが
ら入れるかどうか決めるとして、取りあえず今日は先生の御都合もあり
ますし、日程を10月30日ということで押さえておくということによ
ろしいですか。笹木委員それでもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者
あり）今日は取りあえず日程をしっかりと決めておきましょう。それで
は付議事項1は以上といたします。それでは続いて、付議事項2、陳情
書（議会活動の正常化を求める陳情）についてです。これにつきましては
は、陳情書が出されておきまして、参考人から意見を聞き、日本共産党
市議員団については、事情聴取をしたところでございます。それを受け
て、我々議会がどのように対応していくかということでございます。な
お、政党機関紙のところについては、公明党市議団からも意見を聴取し
ております。その全てを踏まえて、この「議会活動の正常化を求める陳
情」について協議していきたいと思っております。皆さんお手元に陳情
書はあるかと思いますが、項目がありますので分けて考えていかないと

いけないと思っております。それではまず前段のところでは、「共産党市議団の両市議は、庁舎管理規則第7条に違反し」ということで、赤旗の購読勧誘、配布、集金ということですが、これについて、我々の議会の対応として、以前に伊場委員から、ルールづくりをしてはどうかといったことがありました。この項について、皆さんに御意見をお伺いしたいと思います。例えば、全国の市議会で同じような問題があるということは、報道レベルで知ってはいるんですが、全国の状況というか、これに対して、何らかの対応をしているところがあれば教えていただければと思います。

岡田議会事務局議事係主任　それでは、この政党機関紙につきまして全国でどういった対応を取っているかということで説明させていただきます。ニュースの記事の一つとして、こういった政党機関紙の問題がありまして、対応している自治体があるという記事を見つけたので、そういった自治体に幾つか問い合わせました。その結果、そういった議会内のルールをつくらうという動きになったことはあるが、何かしらルールの策定まで行った自治体は特になくということでした。ただその中で1か所だけ、議員のハラスメント関係のガイドラインを内部的につくっており、その中の例示項目の一つとして、政党機関紙の勧誘購読におきまして、職員に心理的圧迫を与えることはハラスメントに当たりますよという例を示されたというものはございました。事務局として調べた中では以上でございます。

大井淳一郎委員長　ルールづくりということで、ハラスメント関係というのは、この政党機関紙以外も含めたハラスメントだと思います。これについて全国の議会の中には、条例をつくっているところもあり、規定を設けている。その中の項目として定めているというお話でした。ルールづくりをするのであればそのような形、あるいは、申し合わせ事項の中に入れていく形、あるいは議長から厳重注意ではないですけど口頭で申し述べる、あるいは議会内部で何かつくることが考えられます。皆さ

んのほうで、どのような形で対応していくのがいいかということで議論したいと思います。政党機関紙の購読や勧誘については日本共産党議員団、公明党市議団もですが、庁舎管理規則の手續に沿って時間外、それから場所等については、規則を遵守していくとおっしゃっていました。

笹木慶之委員 政党機関紙については、政党が発行する機関紙と受け止めれば、それを頭からどうだこうだという議論というのは難しい問題があるかと思いますが。政策関係の中での中身の問題に実際に入って行くわけですが、いみじくも、特定の個人であるとか、もちろん議員もさることながら、人を誹謗中傷するような案件については、これはやはりあるべき姿ではないと私たちは思っております。現状では、事実確認を必ず行うかどうかということが、明確に取り上げられていないという背景もあるわけですが、やはり明確に取り上げてもらって、発行者として責任を持って対応してもらおうということが必要じゃないかと思います。ただ、その取組をどういう形にするかというのは、正直言ってまだ私たちも迷っております。こうだということは言い切れません。内容については、やはり誹謗中傷というのは断じて許せないと。もちろん根拠のあるなしも加えて、出す以上は明確に捉えてもらいたいと思っております。それをしっかり規制すべきだと思っております。以上です。

森山喜久委員 例えば、赤旗の購読勧誘の話なんですけど、実際に購読勧誘は今されている部分について修正していくと、規則を遵守していくという話を得られたと思うんです。実際、購読勧誘が職員に対して、やはり一定程度の心理的圧迫を与えているんじゃないかとか職務専念義務の邪魔をしたとかの話があったと思います。それは特に心理的圧迫の関係を、市職員のアンケートからも読み取れる部分あるんですけど、あくまでそれは私たちのほうが読み取れるという話であって、実際はどうだったのか。職員サイドでどうだったのかという確認はまだできていないのかなと思います。その辺はどうでしょうか。

大井淳一郎委員長 森山委員、職員に何か聞くんですか。

森山喜久委員 その後の市庁舎の立入禁止のところなども、結局今、購読活動は時間外に行われているのかどうか。例えば、再度の勧誘などはないのかとか、実際に職員に対してどのようにされているのかとか、まだ不透明なところがあるのと、立入禁止区域についても所属長が許可したのかしていないのかというところも事実確認はできていないと思います。そういう点を、例えば、委員長から執行部に確認を取っておいたほうがいいのかなと思いますが、どうですかね。

大井淳一郎委員長 これは委員会に呼んだほうがいいんですか。

宮本政志副委員長 調査をしてくれということですね。重複しますが、結局この陳情書の論点は四つで、政党機関紙の勧誘、立入禁止区域への出入り、竜王中学校前の市有地での街宣活動、それと明るいまちでの誹謗中傷、この4点です。今、森山委員が創政会の意見を集約して言ったのは、この4点の事実確認をしっかりとしていこうということです。その中で、以前共産党市議団の方から政党機関紙の勧誘において、立入禁止区域に入って云々ということを知っていますが、これについて職員をこちらに呼んでというのは難しいので、委員長からその情報を取っていただくという前提を含めた事実確認をしていこうと。創政会としては、そういう事実確認をするときには、ぜひ秘密会を開催していただきたいということも、今日の議会運営委員会で要請しようと思っています。今幾つか言いましたが、創政会としては、事実確認をしていきたいと思います、そして、できればその事実確認は秘密会での開催を要請しますという意見です。職員への事実確認に関しては委員長で確認していただければと思います。それが森山委員が言われた件です。

笹木慶之委員 今いろいろ協議されている件につきましては、3月31日付けで、藤田市長から高松議長へ出ている文書がございますね。その中で、

執行部とすれば、この時点でできたこと、したこと、それから今後すべきことが全部書いてあります。あえて切り離して云々とは私は思っておりませんで、一連のものがああります。とは言いながら、やはり職員には任命権者がおられるということ、それからもう1点、もちろんそれに基づいた服務規程といいますか、労務管理の問題が出てきます。それから2点目は、立入禁止区域云々については庁舎管理規則等の問題も出てきますから、それらを厳格に取り扱っているという確認をすることは良いと思います。ただ、現状ここで言うておられることは、行政のトップが議会のトップに対して文書を出されたということは、これはこのように動いていると理解せざるを得ません。ただ、最後は、政党機関紙の購読勧誘、配達及び集金に係る行為そのものについては規制を求めるものではないことを申し上げますと言っています。その辺の考え方を、聞くことは良いと思いますが、これをどこまでどうするかということのを慎重に対処すべき事案だと私は思っております。

大井淳一郎委員長 この事実について調査するというのですが、この手法についてはここで判断できないところもあります。今意見がありましたので暫時休憩したいと思います。

午前10時	休憩
-------	----

午前10時53分	再開
----------	----

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開いたします。事実確認が必要だということですが、森山委員から再度お願いします。

森山喜久委員 4点について事実確認をするべきだと認識しています。そして内容によっては、秘密会を開催することを要請したいと思っております。

大井淳一郎委員長 この点について事実確認をするということと、さらなる事実確認するということと、手法としては、場合によっては秘密会を開催したいということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。これにつきまして、事実確認の手法等については、委員長の私に一任いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それではこの件は以上といたします。それでは付議事項3、政治倫理条例の見直しについてということでございます。これにつきましては政治倫理審査会の森山議員の対象のところで、当時の伊場会長から、政治倫理条例第3条の見直し等について附帯意見が出されております。それも踏まえて、政治倫理条例の見直しに着手したいと思います。今日はすぐに結論が出るわけではありませんので、政治倫理条例の見直しに当たって、どのように進めていくかを議論していきたいと思っております。もし、こういったところが問題であるというものがあれば上げていただいても結構ですし、これからこのように進めていってはどうかということも御意見を頂ければと思っております。

森山喜久委員 条文の関係で、検証もしくは改正する必要があるのではという点について指摘させていただきたいと思います。まずは、第3条第1号について、今委員長が言われたように、昨年11月に附帯意見として第3条を含めた条例の改正が必要とあると考えると出ていますが、やはり第3条についても、第2項から第6項については具体的な基準が示されています。第1項については、具体的な基準で示されていないものを対象として記載されていると考えていますが、これを削除するのか、議員としてという分かりやすいような文面に改正していくのかということが必要になってくると思います。また第5条につきましては、100人以上の連署もしくは議員については8分の1以上の連署という基準があるんですけど、こちらの基準も見直すべきではないかということです。そして、第6条につきまして、冒頭に笹木委員も言われましたが、審査会は委員8人で組織し、議長が議員から任命するとなっております。これについて、学識経験者などの第三者にするかどうかというのもまた議論が

必要だと思っています。第7条第5項については「措置をあわせて講ずるよう決することを妨げない」という記載があつて「妨げない」ということ、これは罰のことになりますけど「妨げない」の記載は二重罰も可能だと判断できます。通常、罰としては一つではないかという中で、今記載してあるのは、議長の注意、謝罪文の朗読とあるんですけど、この罰について、二重罰を課すことをさせるべきではないのではないかとということと、あと罰についてもこの二つだけでいいのか。他の罰は考えられないのかという意見もありました。あと第8条について、「会議の公開」とありますが、これは公開するべきかどうかというのはまた議論が必要であると考えています。あと第9条の「秘密会」がありますが、先ほど述べた第8条の「会議の公開」との兼ね合いもあつて、これも公開するのかどうか、秘密会をつくるののかどうか、そういったところも併せて議論をしていく必要があります。なおかつ、第11条に「守秘義務」が出てきています。やっぱり守秘義務について記載されていることの意味を再度確認していく必要があると思っています。あと、その他になるんですが、政治倫理審査会の位置づけを改めて見つめ直すというか、考えなければいけないと思っています。この位置づけを明記する必要があるということをご指摘させていただきたいと思います。

大井淳一郎委員長 分かりました。至誠一心会は何かございますか。

笹木慶之委員 基本的な流れは、今言われた件と一致するかもしれませんが、私どもについてはまだ細かい部分について最終的なところまで至っておりません。ただ、言えることは第3条の政治倫理基準について、これをもう少しきちんとすべきじゃないかということです。それから、先ほどありましたが、第7条第5項のいわゆる重複した処分の問題、それからもう1点は、先ほど申し上げましたが、外部審査、いわゆる議員が政治倫理審査会を設置するというのではなく、外部を取り入れた委員会の設置が必要ではないかというところが大きな議論となっております。今後もっと詰めていくことがあろうかと思いますが、取りあえずはそういう

ことです。それと、もう1点はこの政治倫理条例は平成24年3月3日に定められておりますが何かに基づいて決められたと思います。ですから、そういったものを背景に整理をしながら、改めるべきところは改めていく。その現状を確認した上で取り組むことが必要ではないかなと思っております。以上です。

大井淳一郎委員長　みらい21でも、この政治倫理条例の見直しについては第3条第1号がどのような形でも適用されるおそれがあるということで、見直しについて話をしたことがあります。第5条の発議要件、議員3人だけで起こせるということについてもどうなのかということもありました。そのほかのことについてはまだ議論しておりませんので、今二つの会派から出た意見を俎上に上げて、再度会派に持ち帰って協議したいと思っております。今問題提起ということで出させていただきました。これらを踏まえて各会派に持ち帰ってという形でよろしいですか。それとも、何かもう少し進めてほしいものがあれば進めますがいかがでしょうか。

宮本政志副委員長　スピーディーにこの政治倫理条例の見直し議論を進めていくにはということで、創政会は、森山委員から意見を述べさせていただきました。そのことに関して、あるいはそれ以外のことも各会派の意向をしっかりとまとめていただいて、あまり宿題として次に次にというよりも、もうここに会派の代表として出ているわけですから、次回からは、議論を深く進められるであろうと思うんで、その辺りを踏まえて次回から議論に入って行ってほしいと思います。

大井淳一郎委員長　分かりました。そのような形で次回以降スピーディーに進めていきたいと思っております。それではこの件については以上でよろしいでしょうか。それではここで暫時休憩をしたいと思います。

午前11時2分　休憩

大井淳一郎委員長　それでは委員会を再開いたします。続きまして付議事項 4、申し合わせ事項の見直しについてでございます。これはてせんだって申し合わせ事項の見直しをするようにと議長から指示を受けております。この申し合わせ事項は多岐にわたっておりまして、時代の流れとともに見直す必要があるものも多々あるかと思えます。具体的な方針について事務局からこの辺りを見直すべきではないかというものがあれば、お示しいただければと思います。

岡田議会事務局議事係主任　この申し合わせにつきましては、まず大きく 1 点、このたび議会のデジタル化推進の一環としてタブレットを導入しました。それにおきまして、これからは、紙媒体の資料に変えて電子媒体がメインになっていくと思われれます。そして、今ある申し合わせ事項が紙媒体のものを想定したものなっていますので、何かひとつ読み替えることができるような申し合わせ事項を考えられたらと考えております。また、先ほど委員長がおっしゃったとおり、現在の運用とこの申し合わせ事項の規定が少し乖離しているところがございます。今後、将来に向けて少し変わってくる場所もあります。簡単に例を出させていただきますと、まず申し合わせ事項の 126 番の規定については、現職の議員の方がお亡くなりになったときの規定ですが、全員協議会におきまして遺族の皆さん方から御挨拶を受けることになっております。この全員協議会が、以前はまだ非公開の場であったときの規定ですので、このまま適用してしまうとこういった公開の場でそういった挨拶も受けてしまう。そういったことは不適當ではないかと考えられます。また、132 番、部長等による退職の挨拶については、これまでは「定年により退職し」という規定しかございませんでしたが、今後は、管理監督職勤務上限年齢、いわゆる役職定年ということもございますので、現在に即した規定にしていけたらと思います。こういった実態的なもの、手続的なものを含めまして現在との乖離が大小様々ございますので、事前に議長からお話を受

けまして事務局で案を作成中でございます。会派の皆様からも御意見を頂きましたらそれを取りまとめて、議会運営委員会資料として提示をさせていただきますたいと考えております。以上です。

大井淳一郎委員長 事務局から方針が示されました。また折を見て案を出していただいて、それを基に協議していきたいと思いますがよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは付議事項4は以上といたします。付議事項5、その他です。皆さんのほうで何かありますか。

森山喜久委員 以前から、要望があった政党内会派をどうするかという話があります。もう政党内会派自体も認めてもいいのではないかと。ただし、今までの議論にもあったように、この議会運営委員会には3人の要件と、各会派から出していくという要件がありますので、議会運営委員会には入れないけれども、政党内会派のところは認めていいのかなと思います。

大井淳一郎委員長 今、森山委員から創政会の意見で、政党内会派の位置づけとか、認めてもいいんじゃないかということでした。議会運営委員会は会派3人以上ということで、これまでどおりということです。

笹木慶之委員 これについて、至誠一心会については、もう随分前から政党内会派については2人でも認めていくと言っています。ただし、議会運営委員会については、現在の3人以上を適用するというので、厳格に取り扱っていただきたいということを申し上げておきます。よろしくお願いします。

大井淳一郎委員長 うちの会派も議論してはないですけど、以前から政党内会派については認めていこうということでした。ただ、議会運営委員会については3人以上ということで、議会運営委員会のメンバーには入らないけれども、委員外議員として随時出ていただくことにはやぶさかではないと既に決定しております。もう決定しますか。（発言する者あり）3

会派がまとまったということで、政党会派については2人以上の会派を認める。ただ、議会運営委員会についてはこれまでどおり3人以上ということで決定したいと思います。

岡田議会事務局議事係主任 ただいま2人の政党会派は2人でも認めると決定していただきました。会派の具体的な人数等につきましては申し合わせ事項で規定しておりますので、近日中に今の決定を受けた申し合わせ事項の案を御提示したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

大井淳一郎委員長 申し合わせ事項も変わるということですね。その辺りも踏まえて案を出していただければと思います。

高松秀樹議長 一つ前の申し合わせ事項のところで、先ほど事務局が案をつくるという話で終わりました。これは、事務局が案をつくるんじゃなくて、今三つ会派がありますけど、各会派が申し合わせ事項を再度見ていただいて、それぞれが変更事項を指摘して、更に事務局も指摘してもらって、それを全部突合して、さあどうしましょうかのほうがいいんじゃないかなという気はしますが、どうですか。

大井淳一郎委員長 今議長から打診がありましたように、今後ほかの事項も含めて各会派で協議されます。その中で申し合わせ事項についてもこういったところを変えてはどうかというものを、各会派それぞれが出していただき、それを受けて調整するという形でいきたいと思っておりますよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それではその他について。政党会派のその他ではないです。失礼しました。

笹木慶之委員 誤解があっては困るので、誤解のないように聞き取っていただきたいと思えます。現在、正副議長の任期が地方自治法にのっとって4年ということになっております。私がこれを物申すと、あたかも現職の皆さん方に大変失礼な話になるということでございますが、決してそう

いう思いがあつてのことじゃございません。現在は非常に民主的によくリードして、議会運営をしていただいているという理解の上で、なおかつ、より緊張感を持った議会運営のためにはどうすればいいかというところで、会派もさることながら、それ以外の委員からのささやきも実はいろいろとあるようでございます。それであえて私が申し上げるわけですが、現状の4年という任期を2年にということで、改めてここで御審議いただけないだろうかというのが我々会派の思いでございます。これも提案について誤解のないように、制度について考えていただきたいということで、決して現職の皆さんに不信任という気持ちを持っているわけございませんので、それについてはあえて申し上げておきます。協議の場に乗せてほしいということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

大井淳一郎委員長　ただいま笹木委員から議長任期について、これは副議長も含むんですが、言及がございました。これについては改選前も、後半の議会運営委員会の中で議論されてきたところでございますが、最終的な決定には至らなかったという経緯がございます。今笹木委員から出されましたので、これにつきましては今日決めるということではありません。各会派に持ち帰るということと、これは会派だけで決めることなんでしょうか。

笹木慶之委員　もちろん会派の中で考え方をまとめるということですが、やはり、いわゆる議員全体の意見を聞くということは大事ですから、会派に属さない議員にも、きちんと正確な思いを伝えて御判断いただきたいと思います。そういう手続が必要だと思います。

大井淳一郎委員長　今笹木委員からありましたように、会派で協議していただくのは当然なんです、それに加えて議会全体に関わることで、先ほど話がありました政党会派、そして無所属の議員も含めて意見を拝聴したいということでいきたいと思います。今日のところはこの辺でよ

ろしいでしょうか。

宮本政志副委員長 今の至誠一心会からの申し合わせ事項の変更の提案というのは、早速うちも会派に持ち帰らないといけないんですが、御存じのとおり創政会は人数も多いですし、高松議長がいる会派ですので早々に結論が出ないかもしれません。それと当然全議員に関わることでですから、今の委員長のお話聞くと、これは議会運営委員会の中で委員外議員としていろいろ御意見を聞いていくことになると思うんです。そうすると、議会運営委員会メンバー以外の議員の意見を聞いて、うちの会派も参考に決めていかないといけません。少しお時間がかかる可能性もありますということとは了承願います。

笹木慶之委員 それぞれの会派の状況も事情もよく理解しておるつもりですから、その点については遺漏ないように、しっかり会派の中で議論をした上での結論を出してほしいと思います。よろしく願います。

大井淳一郎委員長 この点についてはよろしいでしょうか。

高松秀樹議長 今の笹木委員の提案の件ですが、地方自治法には、議長の任期は議員の任期とするということで、十年ちょっと前に、任期を4年とやり替えました。これは今の地方自治法を根拠としてやり替えました。私は今2年目なんですけど、2人の議長が4年ずつで8年やっています。その8年やられたことも含めて、ここで一回検証してみて4年がいいのか、2年でやり替えるのがいいのかというのは、慎重に審査していただきたいなと思います。両方についてメリットとデメリットがあると思います。山陽小野田市議会にとってどうであるべきかという非常に重要な案件だと理解しておりますので、今委員長が言われましたように、この議会運営委員会で一方的に決めるのではなくて、全議員、全議員というのは会派に入っている議員はここにいらっしゃるのでいいですけど、政党内派、そして無会派の皆さんの意見をこの場で、委員外議員としてき

ちんと話をお聞きした上で決めるべきだと思います。なぜかという、今任期途中で、議員22名、今21名ですが、全員2年前の選挙では投票を行っております。その投票行為の意味もありますので、しっかり慎重に議論を重ねて行っていただきたいと思います。以上です。

大井淳一郎委員長 それではよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）
それでは事務局もよろしいですね。（うなづく者あり）

宮本政志副委員長 9月定例会までに会派で協議していただきたいと思うことなんですけども、一般質問の聞き取りのときに、例えば、会派の中の議員が聞き取りをするときに、会派の全員がその聞き取りに参加するというのを耳にするんです。執行部に対して圧力になってはいけないし、できればこの9月定例会の一般質問から、聞き取りは一般質問する議員が1人で行うべきと。会派の中で一般質問する議員が若干知識を補足してくれということで会派から1人参加してというのは、実際そんなことしなくてもいいんだけど、全員が参加して聞き取りというのは少しかなかなと思うんで、このことも会派に持ち帰っていただきたいと思います。もちろん創政会としたら、会派全員が聞き取りに参加するのはおかしいだろうという結論を出していますので、できれば議論して9月定例会からその辺りは何らかの措置を決めていただけたらと思うんで、委員長、その辺りお願いいたします。

大井淳一郎委員長 今副委員長からの提案もありましたし、以前に議長からも指示はあったと思います。この点も含めて、会派に持ち帰って9月からの対応に備えたいと思います。それでは以上をもちまして第52回議会運営委員会を閉じます。お疲れさまでした。

午前11時32分 散会

令和5年（2023年）7月31日

議会運営委員長 大井 淳一郎